青い森信用金庫

「豪雪等による被災者ローン」の取扱い開始について

今冬の豪雪等により被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。 青い森信用金庫は、今冬の豪雪・強風等の被害に遭われた被災者の皆さまを対象に、 下記のとおり「豪雪等による被災者ローン」の取扱いを開始いたしましたのでご案内 いたします。

記

1. 取扱期間 平成 25 年 2 月 28 日(木)~平成 25 年 5 月 31 日 (金)

2. 対象者 豪雪・強風等により被害を受けた個人、個人事業者および法人

3. 資金使途 豪雪・強風等による災害復旧資金

4. 融資金額 事業者 50 万円以上 2,000 万円以内 個 人 10 万円以上 500 万円以内

5. 融資期間 10年以内

6. 貸出金利 事業者 変動金利 当金庫最優遇金利を基準とし、借入期間に応 じた利率

個 人 固定金利 1.5%

7. 返済方法 毎月元利均返済または毎月元金均等返済(元金据置期間6ヶ月以内)

8. 保証人 中小企業: 代表者 個人事業者: 配偶者または後継者

個 人: 原則家族保証

詳細は、以下の「豪雪等による被災者ローン」の内容をご覧下さい。

「豪雪等による被災者ローン」の内容

平成25年2月28日現在

| | 平成25年2月28日現在 | |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| | 事業者向け | 個人向け |
| ご利用いただける方 | 中小企業および個人事業者の方 | 個人の方 |
| | 次のすべての条件を満たす方 | 次のすべての条件を満たす方 |
| | イ. 同一場所で同一業種を3年以上営業 | イ.借入時年齢が満20歳以上の方 |
| | している方 | 口.営業区域内の豪雪・強風等にて被害 |
| | 口.営業区域内の豪雪・強風等にて被害 | を受けた被災者 |
| | を受けた被災法人 | ハ 当金庫の営業地域にお住まい、もし |
| | ハ、当金庫の審査基準に該当される方 | くは勤務されている方 |
| | | ニ 現勤務先に2年以上勤務している方 |
| | | ホ. 当金庫の審査基準に該当される方 |
| | 災害復旧資金 災害復旧資金 | 災害復旧資金 |
| お使いみち | ・被災に伴う運転資金 | 次のいずれかの資金(ただし、事業性資 |
| | ・被災に伴う設備資金 | 金は除く) |
| | | ・住居の補修、修繕資金 |
| | | ・自家用車の修理、買替資金 |
| | | |
| ご融資限度額 | 50万円以上~2,000万円以内 | 10万円以上~500万円以内 |
| | ・運転資金または設備資金 | (前年度年収の範囲内) |
| ご利用期間 | 運転資金 10年以内 | 1 0 年以内 |
| | 設備資金 10年以内 | 1 0 年级内 |
| ご融資利率 | ・ 変動金利 | |
| | ・ 最優遇金利を適用 | |
| (平成25年2月28日現在) | ※借入期間により金利が異なります。 | 固定金利 年1.500% |
| | ※青森県信用保証協会利用の場合は、 | 固定並利 平1.300% |
| | 更に0.30%引き下げします。 | |
| | ※詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。 | |
| ご 返 済 方 法 | ・毎月元利金均等返済または毎月元金均等 | ・毎月元利金均等返済または毎月元金均等 |
| | 返済となります | 返済となります |
| | (元金据置期間は6ヵ月以内) | (元金据置期間は6カ月以内) |
| | | (ボーナス併用返済もできます) |
| 保証 人 | •中小企業 : 代表者 | ・原則家族保証 |
| | ・個人事業者:配偶者または後継者 | |
| 担保 | ・必要に応じて | ・必要に応じて |
| お持ち頂く書類 | ・税務申告書3期分 | ・運転免許証または健康保険証 |
| | ・代表者の収入証明書 | ・公的所得証明書(源泉徴収票、確定申 |
| | ・商業登記簿謄本 | 告書) |
| | ・納税証明書 | ・資金使途確認書(見積書、請求書等) |
| | ・被害状況を確認できるもの | ・被害状況を確認できるもの |
| | (「罹災証明書」または写真等) | (「罹災証明書」または写真等) |
| | ・その他審査に必要な書類 | ・その他審査に必要な書類 |
| お取扱開始日 | 平成25年2月28日~平成25年5月31日 | 平成25年2月28日~平成25年5月31日 |

※ 上記以外につきましてもお気軽にご相談下さい。

